

原水爆実験に関するわが方申入れに対する
三月十九日付米政府回答

國務長官代理は、日本国大使に敬意を表するとともに、太平洋において行われる予定の核実験から損害をいし経済的損失が生じた場合の補償の保証を要請する千九百五十六年一月二十五日付日本国大使館口上書及び核実験を中止することを要望せる日本国国会の決議を伝達するとともに、同決議に表明せられたる日本国民の要望実現に真剣なる考慮を払わんことを日本国政府が強く希望する旨を表明せる千九百五十六年二月十四日付同大使館口上書に言及する光榮を有する。

c111-015-033

合衆国は、核兵器を含む軍備の、十分な保障を伴つた管理及び縮少を願う点において他の何れの国にも劣らないものである。アイゼンハウアー大統領は、この目標達成のための世界協力への道を開いた。千九百五十三年十一月八日の国連総会における演説において大統領は次の如く述べた。

「合衆国は、各位の前において一従つて又全世界の前において一恐るべき原子力のジレンマを解決するよう努力する決意一人類の創造力がその死滅のためでなくその生存のために捧げられる道を発見するため全力を尽す決意、を誓うものである」

昨夏ジュネーヴにおける首脳会談においてアイゼンハウアー大統領は青写真の交換及び空中査察制度を提案した。また最近においては、ソヴィエト社会主義共和国連邦ブルガーニン首相にあてた書簡において大統領は、「私の考えでは、我々の努力は核の脅威を統御することに特に向けられねばならない。この目的のための重要な道程として、また空中及び地上査察制度が満足に実施されることを前提として、合衆国は世界中の核分裂物質の今後の生産が爆発性兵器の貯蔵を増加させるために使用されることのないよ

う、他国と共に適当にしてかつ充分な保障を伴つた取極を作る用意がある。これと共に私の千九百五十三年十二月八日の提案、即ち通常のウラニウムおよび核分裂物質の現存の貯蔵分より国際原子力機関に対し「共同醸出をこれから始め、且つ今後も継続する」との提案を結びつけることができよう。

これらの諸措置は、若し適切に実施されれば、世界に覆いかぶさつてゐる核兵器が不断に増加するという現在の傾向を逆転するであろう。私の究極の希望は世界の到る処にある核分裂物質のすべての生産があつて平和目的に使用されることである」と述べた。

合衆国は日本国国会の決議を成立に至らしめた人道的な動機を認識し、且つ強くこれに共感するものであるが、核兵器実験中止の問題は充分に保障されかつ管理された軍縮計画の確立と切離して取扱うことはできない点を指摘せざるをえない。

合衆国政府は、自由世界の指導的國家が核兵器を所有し、かつこれを使用する能力をもつてゐることは侵略と戦争を阻止する主要な要素であるが故に目下計画中の核実験は合衆国自身の防衛および自由世界の防衛にとつて欠くべからざるものであると確信

している。新兵器の隠密なる発達を防ぐための有効なる保障なくして実験を放棄するがごとき国際協定は、過去の行為の記録によつて正当と認められないある諸国の善意に合衆国が依存することの意味するであろう。

合衆国政府は、過去又は計画中の実験によつて世界中に亘る保健上の危険が生ずることはないことを確信している。これに関連し、合衆国は、人類及びその環境に対する放射能の影響に関するあらゆる利用しうる科学的資料の収集および配布を容易にするため、放射能に関する科学委員会を設置する決議を第十回国連総会に提案し、満場一致採択されたが、日本も右委員会の一員である。

来るべき実験の期間、合衆国はいかなる危険をも除去し、海上の通商および漁業に対するいかなる不便をも最少限に止めるべくあらゆる努力を払うであろう。

危険区域の設定によつて実質的経済的損失が生ずるといふことは、現在の情報を基礎として確立されたものとは言えない。軍事的演習は公海の伝統的な利用の一つであり、合衆国政府はこれによつて生ずることあるべき他の伝統的用途に対する不便は権

利の問題として補償の対象となるものではないと考える。
実験に際してとられるべき予防措置及び放射能の最大許容量に
関する情報の周知にかんがみ、合衆国政府は海洋生物の放射能汚
染から経済的損失は生じないと予想している。
しかしながら、合衆国政府は両国間の十分な理解と協力に資する
ために左の措置をとる用意がある。

- 1、危険区域設定によつて生ずる日本側の海洋における活動に対
する諸影響を日本政府とともに検討すること。
- 2、放射能の諸基準、放射能の最大許容量について日本政府が
今後とも協議を希望する場合には米側専門家を参加せしめるこ
と及び海洋生物に対する放射能の影響に関する可及的多くの情
報を交換するための手続きを考慮すること。
- 3、若し今回の実験の終了後、危険区域の設定及び実験の結果と
して日本国又は日本国民が実質的な経済損失を蒙つたという証
拠が公式に提出された場合には右の証拠に基づいて補償問題に対
して更に考慮を加えること。

終りに、國務長官代理は合衆國は自由諸國の防衛と安全の強化に不可欠な実験のみに限つてこれを行うものであることを保証する。合衆國は従来とも充分保障され且つ管理された軍縮制度を求めて来たが、今後とも新たな努力をもつてこれを求めるであらう。これは究極的には日本国会の決議において予見された措置に導くものと考えらる。